

令和4年10月6日

市政記者各位

福祉局事業者指導課

## 介護サービス事業所の不正事案に対する処分について

介護保険法に基づき、市内の介護サービス事業所へ監査を実施した結果、市内2法人2事業所で不正事案が認められたため、本日付で、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

### I 処分の概要等

#### 1 不正事案1件目

##### (1) 事業者・事業所の概要

事業者名 (住所・代表者氏名)	福岡県高齢者福祉生活協同組合 (博多区店屋町3番23号2階 ・ 代表理事 <small>はなだ まこと</small> 花田 真人)
対象事業所名(住所)	ふくし生協ケアプランセンター福岡 (東区馬出五丁目40番11号2階)
実施事業	居宅介護支援

##### (2) 不正事案の概要

- ① 管理者兼主任介護支援専門員が、指定を受けた事業所において常勤専従で勤務すべきところ、同法人本部で法人役員としての業務を日常的に行い、人員基準を満たしていない月があった。
- ② 介護支援専門員2名が、指定を受けた事業所において業務を行い、勤務が管理されるべきところ、同法人が運営する別の事業所で居宅介護支援に係る台帳の保管及び業務等を行い、勤務の状況が事業所ごとに一体的に管理されておらず、運営基準を満たしていなかった。
- ③ 上記①及び②等の状況から、特定事業所加算(Ⅱ)の算定要件を満たしていない期間があったが、当該加算を請求し、受領した。また、改善したと市へ報告後、令和4年度の当該加算を申請したが、実際は②が改善していないことを申請後に把握したにも関わらず、当該申請を取り下げていなかった。

##### (3) 処分の内容

指定の一部効力停止3か月 (令和4年10月7日から令和5年1月6日まで)

※新規利用者の受入停止

##### (4) 経緯

令和3年12月1日	匿名の通報を受け、同一法人が運営する市内計5事業所に対し、同時に立ち入り、監査に着手。
上記以降	関係書類等の精査、関係者の聴取を実施。事業者から概ね改善済みである旨、市へ報告あったが、現地調査を行ったところ、改善されていないことを確認。
令和4年8月30日	行政手続法に基づく聴聞 (意見陳述のための手続) を実施。
令和4年10月6日	事業者に対し、指定効力停止通知書及び返還請求通知書を交付。

## 2 不正事案2件目

### (1) 事業者・事業所の概要

事業者名 (住所・代表者氏名)	株式会社アルサーージュ (早良区室見三丁目7番25号 ・ 代表取締役 瀬尾 幸太郎)
対象事業所名 (住所)	早稲田イーライフ福岡ドーム南ショートステイ (中央区地行二丁目13番16号)
実施事業	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

### (2) 不正事案の概要

- ① ユニット型の短期入所生活介護事業所として指定及び指定の更新を受けている（1・2階フロア各2ユニット）にも関わらず、実際は、同一フロア内の2ユニットの利用者を1か所に集めてサービス提供する等、ユニット型の運営基準等に定めるユニットごとの運営を行っていなかった。
- ② 指定更新申請の際に、ユニット型の運営基準等を満たすように、勤務実態が無い職員を配置した内容等の虚偽の書類を市へ提出し、不正の手段により令和2年7月1日に指定の更新を受けた。

### (3) 処分の内容

指定の一部効力停止3か月（令和4年10月7日から令和5年1月6日まで）

※新規利用者の受入停止

### (4) 経緯

令和3年10月19日	匿名の通報を受け、同一・系列法人が運営する市内計16事業所に対し、同時に立ち入り、監査に着手。
上記以降	関係書類等の精査、関係者の聴取、追加の現地調査等を実施。
令和4年8月30日	行政手続法に基づく聴聞（意見陳述のための手続）を実施。
令和4年10月6日	事業者に対し、指定効力停止通知書及び返還請求通知書を交付。

## II 不正受領額及び返還請求額

事業所名	対象期間	不正受領額	追加徴収金(※)	計(返還請求額)
①ふくし生協ケアプランセンター福岡	H29.8～H30.7 R元.11～R4.1	14,480,654円	2,621,637円	17,102,291円
②早稲田イーライフ福岡ドーム南ショートステイ	R2.7～R3.9	13,963,316円	5,225,184円	19,188,500円
合計		28,443,970円	7,846,821円	36,290,791円

※ 追加徴収金とは、行政処分を行った場合に返還金額に加算して支払わせることができるもの。  
本件では、不正受領額のうち、介護保険法第22条第3項及び同法第200条第1項に基づき、2年分に係る不正利得が追加徴収の対象となっている。

※ 不正受領額について、①は、特定事業所加算(II)の算定要件を満たしていない期間に係る当該加算の受領額、②はユニット型個室と従来型個室との基本報酬等の差額。

### Ⅲ 利用者への対応

両事業者ともに、処分決定日の翌日を効力発生日とし、当該効力発生日から起算して3か月間、新規利用者の受け入れを認めない一部停止を行う。

また、上記Ⅱの返還金と別に、利用者負担額についても各利用者へ返還するよう事業者へ併せて指導する。

※ 利用者の処遇確保及び混乱を避けるため、業務の全部停止ではなく一部停止とする。

### Ⅳ 再発防止の取組について

- (1) 市内の全事業所に対して、本事案に関する通知を送付し、基準及び介護報酬の算定要件を満たしているかの自主点検を実施するよう指導し、法令遵守について周知徹底を図る。
- (2) 抜き打ちや、同一法人の複数事業所に対する同時の現地指導・監査などを強化する。

#### 【問い合わせ先】

福祉局 高齢社会部 事業者指導課

TEL 733-5348 吉田、立石

**「居宅介護支援」とは**

利用者や家族の意向に応じて、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成をしたり、個々の介護事業所等との調整を行うサービス。

**居宅介護支援に係る「特定事業所加算(Ⅱ)」とは**

支援困難ケースの積極的対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施する事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を目的とする加算。

**居宅介護支援に係る「特定事業所加算(Ⅱ)」の算定要件（今回該当箇所の抜粋）**

- (1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。
- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。  
※常勤専従の介護支援専門員3名とは別に、常勤専従の主任介護支援専門員を配置する必要がある。
- (3)～(4) 略
- (5) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。  
※各介護支援専門員について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに作成しなければならない。
- (6)～(10) 略
- (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- (12) 略

\* 下線.....は平成30年4月1日に要件追加、\_\_\_\_は令和3年4月1日に要件追加。

**「(介護予防) 短期入所生活介護」とは**

介護老人福祉施設や老人短期入所施設等に短期間入所している高齢者に対して、食事、入浴等の介護や機能訓練を行うサービス。

**「ユニット型」とは**

利用者の居室（個室）と当該居室に近接した共同生活室（居宅で居間に相当する部屋）があり、居宅に近い居住環境下で、利用者の心身の状況等に応じて提供される介護サービスの類型。

通常の指定基準（人員、設備及び運営基準）に加えて、ユニット型に特有の指定基準を満たす必要があるため、介護報酬も従来型に比べて高い単位が設定されている。